

静岡県教育委員会告示第16号

静岡県特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要綱を次のように定める。

平成29年6月2日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及び法の趣旨に基づき静岡県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費補助金（以下「奨励費補助金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校等 静岡県が設置する特別支援学校及び中学校
- (2) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童及び生徒（静岡県が設置する中学校に就学する生徒にあっては、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者に限る。）
- (3) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。

(関係規程)

第3条 奨励費補助金の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「政令」という。）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省政令第20号）
- (3) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）
- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号通知。以下「算定要領」という。）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等に関する事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編成）

(支給対象経費及び対象額)

第4条 県が支弁する奨励費補助金の対象となる経費、経費の範囲及び対象額は、交付要綱別記2から別記3までに定めるとおりとする。

(支弁区分の決定)

第5条 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、算定要領の規定に基づき、保護者等の負担能力の程度に応じ政令第2条に規定する区分（以下「支弁区分」という。）を決定する。

(経費の支給方法)

第6条 奨励費補助金は、特別支援学校等の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に対

して支給しなければならない。ただし、政令第4条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

(経費に関する資料の提出)

第7条 特別支援学校等に就学する児童等の保護者等は、支弁区分の決定に必要な資料を、校長を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励費補助金の支弁に関し必要な事項は県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。